

中部横断自動車道八ヶ岳南麓 新ルート沿線住民の会ニュース

No. 2 2 2016年2月10日 発行

沿線住民の会は2013年1月の設立から、今年で4年目の活動に入ります。この間、国交省に対し八ヶ岳南麓を横断する中部横断自動車道(長坂~八千穂)新ルート案の見直しと国道141号線の改良・改修を求めてきましたが、実際はどうだったのでしょうか。

計画段階評価のやり直しを!

国交省は計画段階評価の試行としてこの中部横断自動車道(長坂〜八千穂)の建設計画を進めてきました。しかしその実態は、住民への丁寧な説明もなく「Bルート案ありき」で強権的に進めてきたものであったと言っても過言ではありません。ルート帯図など資料の改ざんはもとより、アンケートや地元説明会で多数を占めた住民の意見は「少数」として切り捨てられるなど、この計画段階評価は適切に行われたと言えないことはすでに事実に基づいて明らかにされています。それ故今年こそ、国交省に対しそのやり直しを要求し実現していくことは重要な課題です。

環境アセスメント調査の中止を

この計画段階評価について国交省甲府河川国道事務所は「適切に行われた」と開き直り、今年もまた環境アセスメントの手続きを進める準備をしています。具体的には、「中部横断自動車道長坂以北の環境影響評価手続き等に関する資料作成等の業務」「猛禽類の調査検討業務」「ヤマネ、コウモリ類調査検討業務」を民間のコンサルタント会社に発注し、この4月から1年かけて調査活動を行う計画でいるのです。

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会運営委員会 <連絡先> 佐々木郁子 0551-47-6260

郵便振替 八ヶ岳新ルート住民の会 0220-7-50803 https://sites.google.com/site/odandonewroot/oshiras

沿線住民の会は昨年、甲府河川国道事務所が4月から開始した「生活環境調査」「水文調査」について、国交省みずからが示した「概略計画の検討・決定」の手続きから逸脱したものであることを指摘し、中止を要請してきました。しかしその要請に回答もせず無視し、ひたすら環境アセスの手続きを進める、また反対住民の意見に一切聞く耳を持たない甲府河川国道事務所の姿勢には憤りを禁じえませんが、今年も国交省に対し粘り強く環境アセスメントの調査活動の中止を求めていかなければなりません。

総建設費用が不明というずさんな建設計画

中部横断自動車道(長坂~八千穂)の建設費用は、 当初の3キロ帯では2300億円という概算が示されま した。それが最近、新ルート帯の山梨県側だけで建 設費用が1600~1800億円に上ることが判明し、さ らに長野県側については3キロのルート帯が絞られて いないため算出できていないということを国交省が認 めるに至りました。

驚くことに、中部横断自動車道(長坂~八千穂)では、建設費用の総額がいくらになるか不明のまま建設計画が進められているという異常な事態であり、国の進める公共事業ではあり得ないことがこの中部横断自動車道(長坂~八千穂)では行われているという事実が明らかになったのです。

今後この事実を関係住民はじめ多くの国民に明らかにし、国交省に総建設費用の提示や建設ルートの見直しを含めた建設費用の削減、ずさんな建設計画の見直しを求めていく必要があります。

会費納入と会員拡大の取り組みのお願い

2014年より長期にわたり様々な問題に取り組んでいく組織体制をつくり沿線住民の会の財政基盤の強化とより多くの活動を可能とするため年会費制をとっております。既会員の皆様には年会費制へのご理解を頂き引き続き会費納入をお願い致します。また、「会員一人ひとりが新たな会員を一人でも紹介・勧誘する働きかけを行う」などの取り組みを行い、長期的な闘いに耐え得る会となるよう会員の拡大をしてまいりましょう。

- ◎会員:年会費2500円(ML 登録可)
- ◎ニュース購読会員:年会費1000円

振込み用紙に「会員」または「ニュース購読会員」の明示をお願いします)ML登録はアドレスの記載も。 *メーリングリストとは会員内のメールで情報交換、各々の意見を瞬時に会員に伝達可能な仕組みです。

1/24 熱気籠る中 沿線住民の会総会を開催

於) いずみ活性化施設

1月24日、沿線住民の会総会が吹雪の中開催され、2016年度活動方針が確認されました。参加された皆様には厚くお礼を申し上げます。関係団体の大泉町下井出地区東組高速道路反対対策委員会、中部横断自動車道八ヶ岳南麓の会、明野廃棄物最終処分場問題対策協議会の代表から挨拶を頂き、北杜市太陽光発電を考える市民ネットワーク、NPO法人八ヶ岳南麓景観を考える会、新山梨環状道路北部区間、「ストップ・リニア!訴訟」リニア・市民ネット山梨、道路住民運動全国連絡会からの励ましのメッセージが紹介されました。北杜市市議会からは清水進議員、齋藤功文議員からも発言があり、当日参加できなかった野中議員、岡野議員からのメッセージが読み上げられました。

2016 年度の活動方針は、国交省に対し引き続き 計画段階評価のやり直しを求め、環境省・国交省へ 継続的に八ヶ岳南麓の環境保全や環境アセスメント について働きかけていきます。また、山梨県、北杜市 への意見交換・要請行動を継続し、長期的に運動を 進めるために会員の拡大を図ることです。

前日からの大雪の中 50 名を超える参加者の皆さんと意見交換が実現できました。会員一人ひとりがより多くの人たちへの働きかけをすることも確認され、様々な意見がこれからの運動に勇気と連帯を感じる総会となりました。

この素晴らしい八ヶ岳南麓に高速道路はいりません。世界にも誇れるこの大自然を愛する皆さんの熱気は国交省も動かす大きな原動力なると信じています。皆さんと一緒になって沿線住民の会が活動範囲も大きくなり、活動の質も高くなり、大きな渦となって、八ヶ岳の住民運動といえば沿線住民の会だと言われるよう、大きな力となって中部横断自動車道新ルート案の中止まで追い込む。そんな日が訪れることを確信して総会の報告といたします。(ひきの)



中部横断自動車道 県境~富沢IC工事で 基準値を超えるヒ素を含む土壌が4万トン発生

2017年に開通予定の中部横断自動車道 新清水~富沢IC区間の山梨県内の工事で、基 準値の最大30倍のヒ素で汚染された土壌が大 量に発生したことが、工事を行っている中日本 高速道路会社から公表されました。

昨年6月から着手した南部町福士の森山トンネル(1700m)の工事の掘削で、基準値を超える0.01~0.3mg/リットルのヒ素を含む土壌が4万トン発生したということです。中日本高速道路会社は、汚染土壌は450日間かけて処理施設で処理するとしていますが、地下水の汚染や二次汚染など環境に影響を与えることなく適正に処理されるよう、行政はもちろんのこと、住民の側もしっかり監視していかなければなりません。





1/24 沿線住民の会総会 いずみ活性化施設にて

寄稿文 地域住民が主人公の町づくりを求めて

私たちが運動を始めてはや4年目です。この間の国交省との交渉で「地域住民との合意形成が不十分だ」との言質を引き出し、また「建設計画の見直しが必要」との声も聞こえてくるようになりました。私たち沿線住民の会の粘り強い運動の結果です。

運動はこれからが正念場です。

昨年「数の暴力」で戦争法案を強行「成立」させた安倍政権、他方Bルートを問答無用に強行してきている白倉北杜市政一いずれも主権者、地域住民不在の宙に浮いた「政治主導」の行き着いた先であり、独裁的政治そのものです。

社会は、あくまで私たち主権者である住民が主であり、選挙等によって選ばれた政治・市政はどこまでも従です。

自倉北杜市政は特に住民との合意作りが極めて下手であり、姑息かつお粗末です。デマンドバス、水 道問題、ソーラ問題などなど枚挙にいとまがありません。他方で白倉北杜市政は「一流の田舎町づくり」 をうたいあげています。しかし、その政治のやり方は「三流」そのものであり、その結果、地域住民、なか んずく高齢者が益々住みづらい町になってきています。本当の民主主義とは何たるかを私たちの住民 の運動を通じて教えることが何より必要です。

昨年12月に、山梨県高速道路推進課はBルートの建設の際、山梨県の負担は約2割となることを明らかにしました。それによると山梨県の負担は360億円、北杜市民は20億円を負担することになります。話し合い、合意形成は拒否する一方で、莫大なお金は強要する。とても容認出来るものではありません。

私は個人的には、今の政治に強い危機感を感じえず、この12月15日に開かれた「戦争法廃止を求めるオール北杜」の設立集会に参加してきました。大きい盛り上りと熱気を感じました。今、若者・女性・お母さんを含め本当の民主主義づくりを求める声と機運が大きく生まれてきていると感じます。

子供や孫たちに素晴らしい南麓の地を引き継いでいくためにも、私たちの道路運動も、さらに輪を広げ、 主権者である私達で切り開いて行く決意を新たにしつつ新年を迎えました。東組も引き続き頑張ります。

大泉町下井出地区東組高速道路反対対策委員会 西岡進

シリーズ 八ヶ岳のここが好き

八ヶ岳への思い

<T.K>

初めて八ヶ岳を仰ぎ見たとき、"なんてすばらしいんだろう"と感じた。そして互いに無言で見つめあった。それから早いもので、もう11年が過ぎてしまった。でも、その思いは今も少しも変わっていない。左右に伸びるなだらかな稜線の美しさ、赤岳を主峰にしていくつかの峰が形作るそのバランスの良さは他に類を見ないのではと思う。我が家の近くから見る角度、遠近感がとてもいい。また四季折々の季節が織りなす山やまの色合い、朝夕、陽の当たる角度によって微妙に変化するその様はいつまで見ていても飽くことが無い。まるで理想の恋人に逢っているような気分である。

また、この八ヶ岳南麓はとても波動の高いところで、その良さが分かる人たちが自然と引き寄せられる 貴重な場所のようです。・・・"えっ、そこに高速道路を作るって?""冗談でしょう?" 日本でも有数の湧 水群、オオタカやフクロウ、山野草の宝庫でもあるこの自然を守り、縄文人のように出来るだけ自然を壊 さずに次の世代に渡したいと願う。



オーフス条約について

道路住民運動全国連絡会の全国交流集会(2015 年 11 月 7 日~8 日、東京経済大学・国分寺)で磯野弥生 先生(東京経済大教授)によりオーフス条約についての 講演があった。日本では実現していないが、とても重要 な内容なので以下に紹介します。

オーフス条約は環境分野の市民参画条約で、正式名称を「環境に関する,情報へのアクセス,意思決定における市民参画、司法へのアクセス条約」という。1998年の国連欧州経済委員会で採択されたが、デンマークのオーフス市で採択されたことから、「オーフス条約」と呼ばれる。

オーフス条約は、2001 年に発効し、2015 年 10 月現在、イギリス、フランス等すべてのEU加盟国、旧東欧諸国等、47 の国と地域(EU)が批准している。オーフス条約を批准した国は、環境問題について、市民(NGOを含むすべての人々)が環境を守ることができるように、市民に、①情報へのアクセス権、②意思決定への参画権、③司法アクセス権(訴訟の権利)の3つの権利を具体的に保障しなければならない。

■オーフス条約の理念と背景

オーフス条約成立の背景には、1992 年の「環境と 開発に関する国際連合会議」いわゆる「地球サミット」で 合意された「環境と開発に関するリオ宣言第10原則」が ある。 それは、環境問題について、「すべてのレベルで の市民参加を保証する」ものである。すべてのレベルと は「情報にアクセス(情報が入手できる)でき、意思決定 過程に参加でき、求償及び救済を含む司法的及び行 政的な手続きに効果的に参加できる機会が与えられな ければならない。」ということである。

■オーフス条約における3つの権利の詳細

(1)情報へのアクセス権

市民が、公的な機関が保有する環境情報を開示するよう求めて、その情報を利用できる権利

(2) 意思決定への市民参画

市民が、環境に影響を与える事業や政策、行政規則などの意思決定に参画する権利

(3) 司法へのアクセス権

NGO/NPOも含めた市民が、環境に関して訴訟を提起する権利(原告適格の拡大)

(1)情報アクセス権の保障

市民が意思決定に参画するためには、事業計画の基礎資料、計画事業の環境への影響、環境への対策方

法や費用等を含む「環境情報」が必要となる。オーフス 条約では、公的機関(公的な役割を果たす一定の民間 組織を含む)が、環境情報を集め、市民の求めに応じて、 環境情報を開示する制度を設けなくてはならないと定め ている。日本にも、「行政機関の保有する情報の公開に 関する法律 (=「情報公開法」)等があるが、情報公開 法では、行政機関が保有する情報であっても、事業者 の「正当な利益」を害するおそれがある場合には非公開 とすることが認められている。しかし、オーフス条約では 事業者の秘密情報であっても、非公開とすることが許さ れていない。また、情報公開法は、「行政機関」の保有 する情報を対象とするものなので、行政機関ではない 民間事業者には直接、行政に報告したデータの公開を 求めることはできない。しかし、オーフス条約では、民間 事業者であっても、たとえば電力事業のように公共サー ビスの提供を行っている場合には情報公開の対象とな る。またせっかく開示された資料が、黒塗りされていたり することも多く、日本の情報公開法は、オーフス条約が 求める水準を満たしていず、必要な情報を得られないこ とが多い。

(2) 意志決定への市民参加

オーフス条約では、市民が環境分野の意思決定に参画することで、より良い決定と、市民の自発的な協力が得られるとして、市民の意思決定への参画を保障している。具体的には、①産業施設等の設置許可等への意思決定への参画、②環境に関する計画や政策等の策定、③環境に影響を与えうる行政立法の策定にあたっての情報提供と市民の参画などで、市民から出された意見を適切に考慮しなければならならないと定めている。

日本では、公共事業については環境影響評価手続き で誰でも意見を出す機会が設けられているが、「公告・ 縦覧」期間が短く、衆知されずに終わってしまうことさえ ある。さらに大規模なものにしか適用されない。環境に 関する計画や法規制に関してはパブリックコメントが募 集されることもあるけれど、意見が適切に考慮され反映 される保証は全くない。

法律の対象とならない施設については、事業者が届出を行い、基準に適合しない場合のみ計画の変更や廃止を命じるとなっている場合が多く、事業が実施される前に市民が意見を述べる機会はない。廃棄物処分場のように、市民が廃棄物処理法に基づく意見書を提出する機会が設けられていても、提出期間が2週間と短く、提出した意見書が反映される定めもなく、オーフス条約の「意思決定への参画権」など到底その水準を満たすものではない。

(3)司法アクセス権(訴訟の権利)の保障

環境情報へのアクセス権や、意思決定への参画権が 認められたとしても、実際に必要な情報が得られなかっ たり、意思決定に参画する機会が与えられなければ、こ れらの権利は絵に描いた餅になってしまう。そこで、オ ーフス条約では、市民が独立かつ公正な機関である裁 判所に、これらの権利の侵害に対して、救済を求めるこ とができる。

また、オーフス条約では、環境に関する基準や手続の 違反の有無について、市民が裁判所に対して判断を求 め、違法と認められる場合には、裁判所は、許可を取り 消したりして効果的な救済を命じなければならないと規 定されている。

このような裁判を起こせる権利のことを「司法アクセス権(訴訟の権利)」というが、日本では、環境訴訟が却下(門前払い)になる場合も少なくなく、訴訟の権利は限定的なものでしかない。

日本では、一定の権利や法律上の利益がある人でなければ訴訟を起こすことができない。たとえば、干潟の埋め立て事業を例にとると、訴訟を起こせるのは、漁業権を持っている地元の人だけであり、地元外の人が例えば、環境保護の為に訴訟を起こすことはできない。こ

のように、日本では、原告適格が厳しく、環境を守りたい 市民が、訴訟を起こすことは簡単ではない。これに対し、 オーフス条約では、幅広い市民やNGOが環境を守る ための訴訟を起こせるように保障している。現在の日本 の制度は、オーフス条約の求める司法アクセス権(訴訟 の権利)の最低基準にさえ達していない。

■最後に

環境問題は、直接被害を受けない住民にとっても重大問題であることが多い。然し乍ら日本の司法制度では、原告適格の厳格さがあって、原告を認められないことも多い。また事業者である国や市町村の裁量権を大幅に認めるなどの壁が厚く、原告(市民)の司法アクセス権は大幅に制限されりている。オーフス条約の第三の柱である、「司法アクセス権の保証・実現」は特に重要だ。世界の流れはEU諸国を中心に、環境団体・住民の原告適格が当たり前に認められているのが現状で、日本は著しく立ち遅れている。オーフス条約は、「①情報へのアクセス」「②決定プロセスへのアクセス」「③司法へのアクセス」は「公衆(市民・住民・団体)の権利」であることが大前提であって、全ての点で、磯野先生の言われる通り「日本は一周遅れ」の状態にある。(文責・草野)

寄稿支 八ヶ岳南麓と二人のポール

ポール・ラッシュさんは清里を開拓し多くの人々に影響力を残した人ですがすばらしい言葉も残しました。「ポール・ラッシュの100の言葉」という本があります。その100の言葉の欄外に晩年の言葉を見つけました。「強引に道路を通し、自動車がどっと押しかける。こんな繰り返しをこの高原だけは避けてほしい。そしてドイツ・オーストリアの道路のように "リスに注意" とか "シカあり" といった道路標識を立て人間と動物が共存する山岳道路にしてほしい」

ポール・ラッシュさんが存命であれば高速道路建設に心を痛めたことと思います。

あと一人のポールさんは現在、北杜市で活躍されているポール・スミザーさん。彼は八ヶ岳の自然を受け入れた庭園作りを追求しています。「沿線住民の会ニュース」に寄稿してくれた文の中の一部を抜粋しましょう。

タイトルは一番好きな日本の風景

「向こうの空には八ヶ岳のギザギザの山頂が見え、山を背景に青々とした田んぼがまるでタペストリーのように広がり、旧い民家が点在しています。私が一番好きな日本の風景です。しかし、残念なことに、そのような田園風景も、統制のとれていない都市計画やほとんどの場合不必要で思慮に欠ける開発行為によって、日に日に変わってきています。人間と自然とが相互に働きかける調和のとれた素晴らしい景色と暮しが、利便性の名の下に不自然なまっすぐのライン、その土地のものではない材料、コンクリートや金属でつくられた不毛のランドスケープに取って変わられています。」

私たちは二人のポールさんをがっかりさせないためにも高速道路や太陽光パネルでここ八ヶ岳南麓を壊して はいけないのです。 (KEN)

北杜市で太陽光パネル撤去求め提訴

去る1月29日、小淵沢町下笹尾の太陽光発電施設に隣接する民家の住人ら5人が、甲府地方裁判所に訴状を提出し、太陽光パネルの撤去や新たな施設の建設中止を求めることとなりました。

提訴後の記者会見では、太陽光施設の設置とその後の増設工事についても近隣住民に対する説明が一切なかった事、北杜市の指導要綱で義務付けられている設置届の提出もされていない事。また北杜市も要綱に沿った積極的な指導を行っておらず、隣接、近接住民との合意なしに勝手に太陽光発電設備を建設することが常態化している現状を語っておられました。

風光明媚な土地にひかれ、山梨県が進める二地域居住キャンペーンのもと移住し、近隣住民の方々ともトラブルなく心静かに暮らしていたところ、突如設置された太陽光パネルにより景観・眺望が著しく損なわれ、資産に関してもそのような場所はほとんど買い手がつかず、本来の資産価格の半額から7掛け程度と地価の下落で財産権が損なわれ、熱風の影響や大風時のパネル飛来の心配等から平穏生活権も侵害されている為、提訴に踏み切られたそうです。

中部横断自動車道
第2人十一ト B 案

「大力の表現者・山東東江小の名前性
「大力の表現者・山東東江小の名前性
「大力の表現者・山東東江小の名前性
「大力の表現者・山東東江小の名前性
「大力の表現者・山東東江小の名前性
「大力の表現者・「東京の名間」
「大力の表現者・「東京の表現」
「日本大学なの表現」
「日本大学なの表現する。「日本大学なの表現す

この背景には、住民の平穏生活権を意図的に、 全く擁護しない北杜市の住民を置き去りにした 行政の対応があり、他人事ではありません。

これまで沿線住民の会ニュースでも、北杜市内に急速に広まる太陽光発電施設の問題について、住民団体「太陽光を考える市民ネットワーク」と情報共有を行ってきました。昨年8月末時点で認定された太陽光発電施設は4,634件・稼働件数は1,016件、今後も北杜市内に3,618件が設置・稼働される予定である事を考えると、一層の規制強化に期待したい所ですが、現在、北杜市まちづくり審議会で審議中の「北杜市景観計画の変更について」北杜市素案では、具体的な高さ制限や道路境界からの後退距離を明示する事無く、曖昧な基準のまま改正される可能性が高い状況で、更なる住民連携が必要です。

中部横断自動車道(長坂〜八千穂)新ルート沿線にも、太陽光発電施設設置の動きがあり、近隣住民グループの迅速な対応で、計画撤回となった事案もありましたが、大量な森林伐採の後、太陽光パネルを設置し、次は国策を大義に太陽光パネルを撤去させ、高速道路建設を強行となれば、私達住民の平穏生活権はどうなってしまうのでし

ようか・・・。今後の国交省・山 梨県・北杜市との話し合いの場面 でも、高速道路建設と太陽光発電 による北杜市の環境・景観の二重 破壊についての問題性も指摘し て行きたいと思います。 (猪原)

編集後記

二年前第4回の活用検討委員会を前に募集したパブリックコメントには、108件もの意見が寄せられた。8割が新ルートに反対あるいはそれまでの計画の進め方を批判するものだった。(本誌No.11にその一部が掲載されている)だが、「意見を聞きました」というポーズに過ぎず住民との協議の場もないまま今日に至っている。

2/1 まで募集していた太陽光発電についてのパブリックコメントは 1/31の山日新聞によると 80 件もの意見が寄せられたとあった。「意見を聞きました」と言うポーズに終わらないよう寄せられた意見と真摯に向き合ってほしい。(秀実)